

其後ハ不無沙汰申上候へ共、  
 御さわりも入らせられず候や  
 伺ひ上候、次ニ私共も無事ニ  
 暮し居り候へバ、御安心下  
 され度候、最早今年も  
 かぞへ日と相成候へバ、御  
 機嫌よく御年越し  
 遊可く候よふ<sup>(祈)</sup>禱り上候、  
 扱て先頃省三様より  
 お預りの十円と八木様  
 及び津久井の香でん<sup>(典)</sup>  
 二円を合せて十二円の内、  
 左の通りニ相成申し候  
 右一寸(ちよつと)申上度  
 三円 お寺  
 五十銭 日本菓子代  
 二円 亀松堂菓子代  
 三円五十銭 高田園茶代  
 五十銭 桑原や砂糖代  
 三十銭 用達  
 〆金九円八十銭  
 外二八木様・福島様へ  
 お見舞の玉子折  
 一円四十銭 二箱 十五ヶ入ニテ  
 七十銭づゝ  
 総〆金十一円二十銭  
 残金八十銭也  
 右正ニ御預り申候也

【史料③9】「萩原けい書状」

其後ハ不無沙汰申上候へ共、  
 御さわりも入らせられず候や  
 伺ひ上候、次ニ私共も無事ニ  
 暮し居り候へバ、御安心下  
 され度候、最早今年も  
 かぞへ日と相成候へバ、御  
 機嫌よく御年越し  
 遊可く候よふ<sup>(祈)</sup>禱り上候、  
 扱て先頃省三様より  
 お預りの十円と八木様  
 及び津久井の香でん<sup>(典)</sup>  
 二円を合せて十二円の内、  
 左の通りニ相成申し候  
 右一寸(ちよつと)申上度  
 三円 お寺  
 五十銭 日本菓子代  
 二円 亀松堂菓子代  
 三円五十銭 高田園茶代  
 五十銭 桑原や砂糖代  
 三十銭 用達  
 〆金九円八十銭  
 外二八木様・福島様へ  
 お見舞の玉子折  
 一円四十銭 二箱 十五ヶ入ニテ  
 七十銭づゝ  
 総〆金十一円二十銭  
 残金八十銭也  
 右正ニ御預り申候也

東松堂 用達丈の受取  
入れ置き候

桑原屋の受取は、  
受取は取らず、お茶屋の  
仕舞なくし候ゆえ、見付  
次第お送り申候

おくばりあまり色々二な  
り候へ共、福島のお伯父様  
の仰せにて勝手二致し、申  
訳なく候、田原様へハ（ふくさ）

に御茶に致し候、津久井と  
宅ハお茶を頂き、福島様  
ハ茶と砂糖か宜しとの  
事故、右の品を上げ候、片

平と八木様丈ハ仰せ二なり候  
菓子折ニ致し候、委細ハ

お目ニかゝり候節申上候

八木省三様

あ

③ [萩原けい書状]

大正2 (1913) 年12月13日

これは、萩原朔太郎の母けいが父八木始に宛てた書簡です。甥八木省三（弟俊一郎の長男）から預かった10円と、八木・津久井（娘で朔太郎妹のゆきの嫁ぎ先）両家の香典2円を合わせた12円を元手に、香典返しの品々を用意したことを父に報告した手紙と考えられます。具体的には誰の香典返しか不明ですが、八木省三が多く出費していることから、八木家の関係者ではないかと考えられます。当時前橋市に住んでいた萩原けいが八木家の代理として奔走した可能性があります。

亀松堂・用達丈は、受取  
入れ置き候

桑原屋ハあまり少し故

受取は取らず、お茶屋のハ

仕舞なくし候ゆえ、見付

次第お送り申候

おくばりあまり色々二な

り候へ共、福島のお伯父様

の仰せにて勝手二致し、申

訳なく候、田原様へハ（ふくさ）

に御茶に致し候、津久井と

宅ハお茶を頂き、福島様

ハ茶と砂糖か宜しとの

事故、右の品を上げ候、片

平と八木様丈ハ仰せ二なり候

菓子折ニ致し候、委細ハ

お目ニかゝり候節申上候

御父上様

けい